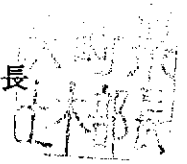


22建企第309号
平成22年 9月 6日

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会

様

長崎県土木部長



入札制度の改正について(通知)

標記について、平成22年8月17日開催の長崎県建設工事入札手続等検討委員会幹事会で別紙のとおり決定しましたので通知します。

関係者への周知をお願いします。

なお、入札制度改正に伴う要綱・要領等の制定及び改正については、別途通知します。

記

1. 決定内容

- I 県内企業及び県産材の優先発注における主観点数の算出方法の改正について
- II-1 電子入札の適用拡大について
- II-2 電子入札の完全実施について

2. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

- ・電話番号 : 095-894-3027
- ・FAX番号 : 095-894-3461
- ・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

入札制度の改正について

I 県内企業及び県産材の優先発注における主観点数の算出方法の改正について

現在、県内企業及び県産材の優先発注における主観点数の加算を行っているが、今回、県内企業の実績を主観点数に、より反映するため、平成24年度の格付けより主観点数の算出方法を改正する。

II-1. 電子入札の適用拡大について

電子入札の拡大スケジュール(平成20年12月25日長崎県建設工事入札手続等検討委員会幹事会による決定済み)に基づき、平成23年1月4日以降に入札公告及び入札執行通知をおこなう建設工事のうち土木一式工事は250万円以上、建築一式工事は500万円以上、電気工事及び管工事は500万円以上、ほ装工事は250万円以上、その他の工事は250万円以上を電子入札の適用とする。

II-2. 電子入札の完全実施について

電子入札は平成17年度から段階的に適用拡大を図ってきており、平成23年度には全面運用を目標としている。

現在、指名競争入札においては、紙入札を特例で認めているが、事務の効率化及び入札手続の透明性の向上を一層促進するため、今後、以下により電子登録者のみの入札参加とする。

①土木一式工事1,000万円以上、建築一式工事2,000万円以上
電気工事及び管工事1,500万円以上、ほ装工事1,000万円以上、
その他の工事1,000万円以上については、平成22年12月から電子入札のみとする。

②土木一式工事250万円以上、建築一式工事500万円以上、電気工事及び管工事500万円以上、ほ装工事250万円以上、その他の工事250万円以上については、平成23年4月から電子入札のみとする。

平成22年8月17日

長崎県建設工事入札手続等検討委員会幹事会 決定

I 県内企業及び県産材の優先発注における主観点数の算出方法の改正について

1. 改正の趣旨

現在、県内企業及び県産材の優先発注における主観点数の加算を行っているが、今回、県内企業の実績を主観点数に、より反映するため、主観点数の算出方法を改正いたしました。

2. 対象工事

長崎県が発注する請負金額が500万円以上の工事

3. 改正内容

○現在の主観点数の算出方法

(1) 県内建設業者使用による加算

①. 県内建設業者を下請として使用した場合

$(\text{請負金額} \div 100\text{万円}) \times (\text{県内建設業者下請契約額} \div \text{全下請契約額}) \times 0.01$

②. 下請けを使用せず、全て元請けによる施工を行った場合

$(\text{請負金額} \div 100\text{万円}) \times 0.01$

(上限: ①、②の合計で30点)

(2) 県内産建設資材使用による加算

$(\text{県内産建設資材の合計額} \div 100\text{万円}) \times 0.02$

(上限: 累計で30点)

○改正後の主観点数の算出方法

(1) 県内建設業者使用による加算

$(\text{元請施工額} + \text{下請施工額} \times \text{県内建設業者下請契約額} \div \text{全下請契約額}) \div 100\text{万円} \times 0.01$

(上限: 累計で30点)

※用語の定義

- ・元請施工額とは、請負金額から一次下請契約額の合計を差し引いた金額とする。
- ・下請施工額とは、一次下請契約額の合計金額とする。
- ・県内建設業者下請契約額とは、全ての下請契約のうち、県内建設業者と契約した金額の合計とする。
- ・全下請契約額とは、全ての下請契約額の合計とする。

※②については廃止

※(2)については改正無し

4. 適用

平成24年度の格付表から適用する。

Ⅱ－１ 電子入札の適用拡大について

平成22年度下半期における電子入札の適用拡大について

1. 改正内容

電子入札の拡大スケジュール(平成20年12月25日長崎県入札手続等検討委員会幹事会決定済み)により電子入札の適用対象を下記のとおり拡大する。

(電子入札の適用対象)

工 事 の 種 類	設 計 金 額		
	現 行 H22.1.4～	改 正 H23.1.4～	
土 木 一 式 工 事	A・B 1,000万円以上	A・B・C 250万円以上	上段:対象ランク 下段:対象金額
建 築 一 式 工 事	A・B 2,000万円以上	A・B・C 500万円以上	
電気工事及び管工事	A 1,500万円以上	A・B 500万円以上	
ほ 装 工 事	Aの一部 1,000万円以上	A 250万円以上	
そ の 他 の 工 事	1,000万円以上	250万円以上	

※WTO案件を除く競争入札を対象。

2. 施行時期

平成23年1月4日以降に入札公告及び入札執行通知をおこなう建設工事から適用する。

3. 周知等について

①説明会の開催

新規参加者への説明会を下記のとおり実施予定。

○平成22年10月中旬頃に開催予定

②電子入札促進のパンフレット配布

従来の紙入札の入札執行通知書の送付時に同封し周知。(すでに実施中。)

③研修会の実施

電子入札の概要や準備について、また実際の操作などの研修を(財)長崎県建設技術研究センターにて実施。

年内までに2回の実施予定。

④模擬入札の実施

新規参加者等が架空の電子入札案件に参加することで、手続きの理解と操作等の不安の軽減やパソコン等の環境の確認ができる。

年内までに4回実施予定。

4. 要綱等の改正について

本取り扱いにより以下を改正する。

- ・長崎県建設工事電子入札実施要綱(平成 18 年 1 月 5 日 17 監第 426 号)
- ・長崎県設計図書等有料頒布要領(平成 22 年 3 月 10 日 21 建企第 701 号)

5. 設計図書等について

本取り扱いに係る設計図書等については、長崎県設計図書等有料頒布要領(平成 22 年 3 月 10 日 21 建企第 701 号)によるものとする。

6. 県内の市町の電子入札対応状況

平成22年4月より長崎市、佐世保市が電子入札コアシステムの全面運用を開始中。

これにより、大村市を含めた県内3市が、県と同じコアシステムとなっており、入札参加者は、パソコンやICカードの共用ができ利便性が高まる。

Ⅱ-2 電子入札の完全実施について

1. 電子入札と紙入札の併用について

一般競争入札においては、原則、電子入札のみとしているが、指名競争入札においては、受注者のパソコン、インターネット等の対応状況を考慮して「段階的導入」とし、電子入札の対象であっても、電子入札の準備中で手続きに間に合わない者(紙業者)の入札を認めている。

しかし以下のような、事務負担が生じている。

【電子入札案件で紙入札を認めていることによる事務負担】

対 象	影 響
応 札 者 (電子登録者)	・開札時間になっても発注者が紙入札者の応札価格を入力している間、システムの前で待っていなければならない。
応 札 者 (紙 業 者)	・提出締切日はシステムでの設定と同一なので、入札書の提出と開札日の2日間発注機関へ出向かなければならない。
発 注 者	・紙入札参加者への紙(FAX等)通知とシステムでの通知が併用される。 ・提出された入札書を開札日(時間)まで厳重に保管しておかなければならない。 ・応札者が提出してきた書類を発注者自らが紙入札者の入札金額を入力しなければならないため、入力ミスが発生する危険性がある。

2. 電子入札の完全実施について

入札参加者、発注者ともに事務負担が生じていることから、紙業者の準備期間を確保した上で、今後、電子入札へ参加できる者は、電子入札利用者登録者を原則とした完全実施へ移行する。

3. 適用対象及び施行時期

次表の「電子入札の完全実施のスケジュール」により段階的に実施する。

電子入札の完全実施のスケジュール（長崎県環境部、水産部、農林部、土木部）

工事の種類	設 計 金 額	
土 木 一 式 工 事	1,000 万円以上	250 万円以上
建 築 一 式 工 事	2,000 万円以上	500 万円以上
電 気 工 事 及 び 管 工 事	1,500 万円以上	500 万円以上
ほ 装 工 事	1,000 万円以上	250 万円以上
そ の 他 の 工 事	1,000 万円以上	250 万円以上
電 子 入 札 の 適 用 開 始	平成 22 年 1 月 4 日～	平成 23 年 1 月 4 日～
電 子 登 録 者 の み の 入 札 参 加 (電子入札のみ)	平成 22 年 12 月 1 日～	平成 23 年 4 月 1 日～

- ・電子登録者・・・長崎県への電子入札参加申請をおこない、電子入札参加決定通知書を受理し、利用者登録を適正に行った者
- ・紙業者・・・・・・上記以外の者

4. 周知等について

- ・対象者に、直接、お知らせの送付等をおこなう。
- ・説明会やホームページ等においてお知らせする。

5. 要綱等の改正について

本取り扱いにより以下を改正する。

- ・長崎県建設工事電子入札実施要綱(平成 18 年 1 月 5 日 17 監 426 号)
- ・長崎県建設工事の指名基準(平成 8 年 11 月 29 日 長崎県告示 1111 号の 2)

(県内企業)の電子入札への準備状況(平成22年8月1日現在)

①平成21年度の適用拡大(実施済み)

土木一式工事1000万円以上等の拡大(H22.1.4～)

工 事 の 種 類	対象ランク	対 象 (社)	登録数 (社)	登 録 率
土 木 一 式 工 事	B	251	244	97.2%
建 築 一 式 工 事	B	164	127	77.4%
電 気 工 事	A	84	78	92.8%
管 工 事	A	117	102	87.1%
ほ 装 工 事	A	27	27	100.0%

②平成22年度の適用拡大

土木一式工事250万円以上等の拡大(H23.1.4～)

工 事 の 種 類	対象ランク	対 象 (社)	登録数 (社)	登 録 率
土 木 一 式 工 事	C	304	171	56.3%
建 築 一 式 工 事	C	204	66	32.4%
電 気 工 事	B	92	41	44.6%
管 工 事	B	134	46	34.3%
ほ 装 工 事	A	27	27	100.0%

建設工事における電子入札の完全実施について

本県では、以下のスケジュールにより、電子入札を完全実施します。
紙入札については、原則認めませんので電子入札への対応が済まれている方は
早めの準備をお願いします。

電子入札の完全実施のスケジュール（長崎県環境部、水産部、農林部、土木部）

工事の種類	設 計 金 額	
土 木 一 式 工 事	1,000 万円以上	250 万円以上
建 築 一 式 工 事	2,000 万円以上	500 万円以上
電気工事及び管工事	1,500 万円以上	500 万円以上
ほ 装 工 事	1,000 万円以上	250 万円以上
そ の 他 の 工 事	1,000 万円以上	250 万円以上
電 子 入 札 の 適 用 開 始	平成 22 年 1 月 4 日～	平成 23 年 1 月 4 日～
電子登録者のみの入札参加 (電子入札のみ)	平成 22 年 12 月 1 日～	平成 23 年 4 月 1 日～

- ・電子登録者・・・長崎県への電子入札参加申請をおこない、電子入札参加決定通知書
を受理し、電子入札システムにおいて利用者登録を適正に行った者
- ・紙業者・・・・・・上記以外の者

◎電子入札に参加するには

- ①長崎県建設工事電子入札ホームページ
<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~e-nyusatu/>
- ②電子入札ヘルプデスク
【TEL】 095-822-7921
【TEL】 095-824-1111（内線 3020）
【E-mail】
nagasaki-ken-e-nyusatu-helpdesk@ma.pref.nagasaki.jp

問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班
・電話番号 : 095-894-3027
・FAX番号 : 095-894-3461
・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp